

和泉監第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成25年5月9日に監査委員に提出された和泉市職員措置請求（投票立会人への投票箱送致に対する謝礼としての記念品提供の差し止め請求の件）について、同条第4項の規定に基づきその結果を下記のとおり公表します。

平成 25 年 7 月 4 日

和泉市監査委員 露口 六彦

同 藤田 充

和泉市職員措置請求に係る監査の結果

第1 和泉市職員措置請求の受付

1 請求人

1 名（省略）

2 和泉市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出

措置請求書の提出は平成 25 年 5 月 9 日である。

3 請求の要旨

（1） 請求の対象行為

平成 25 年度和泉市市長選挙及び参議院議員通常選挙において、投票立会人が投票箱を開票所に送致する謝礼として、記念品を提供する予算が平成 25 年度歳出予算にそれぞれ 116 千円が含まれており、従来からも同様の記念品の提供が行われていることから、記念品の提供は相当の確からしさで実施されることが想定される。

（2） 前記行為の違法・不当の理由

1. 関係法令の定め

①公職選挙法の定め

公職選挙法は、市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任しと定め（公選法第 38 条）、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日、その投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない（公選法第 55 条）と定めている。

又、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。と定め投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用を定めている（公選法第 263 条）

同様に、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する次に掲げる費用は、当該地方公共団体の負担とする。と定め、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用を定めている（公選法第 264 条）

※ なお、前頁下段より四行目の公職選挙法の定めについて適用条項の誤りにつき、委員会において訂正。（公選法第 33 条を公選法第 38 条に改める）

②地方自治法の定め

地方自治法は、普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。と定め、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。と定め、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。（地方自治法 203 条の 2）と定める。同時に普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。（地方自治法第 204 条の 2）

③和泉市条例の定め

和泉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条に特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。と定め、その別表に投票所の投票立会人 1 選挙ごとに 10,000 円と定めている。

2. 前記行為の違法・不当の理由

本件投票立会人は和泉市の特別職非常勤職員であるところ、その職員は地方自治法第 204 条 2 によって、同法第 203 条の 2 第 1、2 及び 4 項所定の報酬、期末手当及び同条第 3 項所定の費用弁償のほか、法律又はこれに基く条例に基かずに、当該団体からいかなる給付も受けてはならない。和泉市においては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条において所定の報酬（1 選挙ごとに 10,000 円）が定められているところ、本件給付が報酬、期末手当又は費用弁償のいずれにも該当しないことは明らかである。もっとも地方公共団体においても、問題となる給付が法律、条例に根拠がなかった

としても「社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、禁止するものでない。」

と解され、社会通念上儀礼の範囲については、「その支給の趣旨、態容、金額、人員等の点から見て社会通念上の範囲を超えている場合には違法となるとしている。」（最高裁昭和 39 年 7 月 14 日第三小法廷判決）と解されている。

そこで本件謝礼が社会通念上儀礼の範囲にあるか否かを検討すると、本件謝礼は投票立会人の投票箱送致に対する謝礼であるが、投票箱の送致は投票立会人の職務の範囲であり（公選法第 55 条）、その対価は既に報酬で賄われており、一般的に自治体職員の職務の遂行に謝礼を行うことなどあり得ず、本件謝礼は社会通念上儀礼として許された範囲を超えるもので、地方自治法第 204 条の 2 において禁止された給付に該当する。又本件謝礼が一人当たり 2 千円であるが、従前の各種審議会などの市民公募委員の謝金（報酬）が一日当たり 1 千円であった事（請求人が市民公募で委員となった共創和泉行財政懇話会は和泉市の行財政改革プランを審議する重要な会議であったが、その委員報酬は一日当たり千円であった）との比較においても本件謝礼が謝礼の域を逸脱する事は明らかである（最近条例に基づかない委員会での委員への報酬の支給が問題となり、多くの審議会・委員会を条例で定めることになり、その結果附属機関の委員の報酬は 1 日当たり 8 千円に改訂されている）。

又本件謝礼は歳出の報償費から支出されるが、報償費とは、一般的に、役務の提供（例えば、講演会、研修会、研究会等の講師等としての出席）などによって受けた利益に対する対価として支出されるものであるが（平成 8 年 11 月 22 日 大阪高裁判決 事件番号 平 6（行コ）94 号）、本件投票箱の送致は投票立会人の職務であり、その対価は報酬で賄われているから、新たに報償費として本件謝礼を支出することは、最少経費で最大効果を規定した地方自治法第 2 条第 14 項に違反する。

更に公選法にて、衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用について、投票立会人については報酬・費用弁償に要する費用に限定して国庫負担を定めており（公選法第 263 条）、謝礼などの報償費は国庫負担の範囲外である。しかしながら和泉市平成 25 年度予算において、参議院議員通常選挙費用として本件報償費を含む全額を、府支出金・府委託金・総務費委託金（参議院議員通常選挙委託金）として歳入に計上している。これは公選法で認められない選挙管理費用を国庫負担金として歳入として計上するもので違法であり、違法な歳入を財源に報償費を支出することも又違法となる。

又、本件投票立会人に対する投票箱送致に対する謝礼を行っている自治体は府内 33 市中 8 自治体に止まり、その額についても数百円程度であり、本件 2 千円は突出しており、儀礼の範囲を逸脱していることは明らかである。

(3) 措置請求事項

和泉市長は本件支出を差し止めよ。

仮に本件支出を行ったときは市長に対し違法な事務手続きを阻止しなかった責任より、本件支出に伴う損害額に相当する金員の返還を請求する等必要な措置を求める。

(4) 本件監査請求の意義について

本件支出は、全体で 30 万円強であり必ずしも高額な支出とは言えないが、和泉市の厳しい財政に鑑み、不要な支出は厳にこれを慎む事が必要であり、行政の公金支出について市民から厳しい視線が投げかけられていることを肝に銘ずべきである。

(5) 措置請求に添付された事実を証する書面

- ①平成 25 年度和泉市予算書（その 1～その 3）
- ②大阪府内 33 市の投票立会人へのその他給付の状況
- ③投票立会人謝礼（H21 年から）

4 請求の受理

法 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 2 監査の実施

1 調査対象事項

平成 25 年度和泉市市長選挙及び参議院議員通常選挙における投票立会人への投票箱送致に対する報償費（謝礼に対する記念品）の執行を対象とする。

2 監査対象部局

選挙管理委員会事務局

3 監査対象部局からの事情聴取

平成 25 年 6 月 7 日付けで監査対象部局より事実関係についての回答があった。

ア、請求人からの「報償費とは、一般的に、役務の提供などによって受けた利益に対する対価として支出されるものであるが、本件投票箱の送致は投票立会人の職務であり、その対価は報酬で賄われているから、新たに報償費として本件謝礼を支出することは、最小経費で最大効果を規定した地方自治法第 2 条第 14 項に違反する。」との主張に関しては、投票所を閉鎖した後、開票所（選挙会場）へ投票箱及び投票録などの関係書類を開票管理者（選挙長）に対し確実に送致したことに対する謝礼として支出

していたものである。

イ、 次に、請求人からの「謝礼などの報償費は国庫負担の対象外であり、平成 25 年度和泉市一般会計予算に歳入として計上することや支出することが違法である。」との主張については、公職選挙法第 263 条の逐条解説によれば、地方財政法第 10 条の 4 の規定により、国の選挙については、国庫が負担することは当然であり、これを本条、では特に各項目ごとに列挙しているが、これは制限的に列挙しているものではないと解する、とされている。

ウ、 平成 25 年度執行の和泉市市長選挙及び参議院議員通常選挙において、投票立会人が投票箱を開票所に送致する謝礼として、記念品（謝礼品）を提供することについて差し止めを求めているが、平成 25 年度予算において投票箱送致に対する投票立会人への謝礼を含む報償費を計上しているが、他市の状況及び経済情勢等を勘案し、市長選挙については、投票立会人への記念品（謝礼品）の提供は行わなかった。また、参議院議員通常選挙においても記念品（謝礼品）提供はしない。よって、請求人の言う差し止め請求には理由がないと考える。

第 3 監査の結果

事実関係の確認

平成 25 年度予算（款）2 総務費（項）4 選挙費（目）1 選挙管理委員会費 140304 参議院議員通常選挙事業 8 報償費「投票箱送致立会人謝礼」116,000 円及び 140307 市長選挙事業 8 報償費「投票箱送致立会人謝礼」116,000 円予算計上していることを確認した。対象部局に対し、執行状況を確認したところ、和泉市市長選挙における投票立会人への投票箱送致に対する記念品執行の事実はなかった。また参議院議員通常選挙についても、記念品（謝礼品）の提供はしないことを確認した。

本件に係る判断

以上のような事実関係の確認、監査対象部局の説明に基づき、本件について次のように判断する。

投票立会人への投票箱送致に対する謝礼としての記念品（謝礼品）提供の差し止め請求において、平成 25 年度和泉市市長選挙に伴う、投票箱送致に対する記念品（謝礼品）については提供しておらず、また、参議院議員通常選挙においても提供しないことが確認できた。

ついては、請求人の求めている「支出を差し止めよ」との主張には理由がないと判断する。

第 4 結論

以上の判断により、本件請求には理由がなく却下する。